

フェリーターミナル条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第37号

フェリーターミナル条例

(設置)

第1条 船舶の旅客の利便に供するため、フェリーターミナルを次のとおり設置する。

名 称	位 置
宮古港フェリーターミナル	宮古市

(指定管理者による管理)

第2条 フェリーターミナルの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務のほか、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務を行うものとする。

- (1) フェリーターミナルの管理運営に関する業務
- (2) その他フェリーターミナルの利用の促進に関する業務

(使用等の許可)

第4条 フェリーターミナルの施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者（第2条ただし書の規定により知事がフェリーターミナルの管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他フェリーターミナルの管理上適当でないとき。

3 指定管理者は、フェリーターミナルの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

第5条 フェリーターミナルにおいて、物品の販売、募金その他これらに類する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第6条 フェリーターミナルにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 竹木、土石、廃油、石炭から、ごみ等を捨てること。
- (4) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食をすること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(使用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第4条第1項若しくは第5条第1項の許可（以下「許可」という。）を取り消し、変更し、その効力を停止し、第4条第3項（第5条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為を中止し、フェリーターミナルの施設を原状に回復し、若しくはフェリーターミナルから退去することを命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反した者
- (2) 第4条第3項の条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 許可に係る行為につき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
- (2) 許可に係る行為の全部又は一部の廃止があつたとき。
- (3) フェリーターミナルの管理上必要があると認めるとき。
- (4) 港湾工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(原状回復)

第8条 許可を受けてフェリーターミナルの施設を使用していた者は、許可期間が満了し、又は使用を廃止したときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金)

第9条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（第2条ただし書の規定により知事がフェリ

ーターミナルの管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。
- 4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 5 第2条ただし書の規定により知事がフェリーターミナルの管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

(利用料金の免除)

第10条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 指定管理者が既に収納した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第7条第2項の規定に基づき許可の取消し等の処分をしたとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第12条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、直ちに指定管理者に届け出るとともに、指定管理者の指示に従い、これを原状に回復し、又はその汚損、損傷若しくは亡失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その汚損、損傷又は亡失がその責めに帰すべき理由によるものでないときは、施設又は設備を原状に回復し、又はその損害を賠償することを要しない。

(過料)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の許可を受けないでフェリーターミナルの施設を使用した者
 - (2) 第5条第1項の許可を受けないで同項に規定する行為をした者
 - (3) 第6条の規定に違反した者
 - (4) 第7条の規定に基づく指定管理者の命令に従わない者
 - (5) 第8条の規定による原状回復をしない者
- 2 詐欺その他不正の行為により利用料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(補則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）の規定による指定の手續は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 フェリーターミナルに係る指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、別表第2に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて利用料金を定めることができる。

4 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

別表第1（第4条、第9条関係）

施設名	人道橋 事務室 会議室
-----	-------------

別表第2（第9条関係）

区 分	単 位	利用料金の上限額
人道橋	1日までごとに	円 15,681
事務室	1月までごとに1平方メートルまでごとに	3,877
会議室	1時間までごとに	1,631